

事務連絡
令和2年4月17日

公害健康被害の補償等に関する法律主管課（室） 御中

環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課保健業務室

新型コロナウイルス感染症についての緊急事態等を踏まえた
公害健康被害の補償等に関する法律に係る事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態については、令和2年4月7日付けで宣言が発出され、16日には全都道府県が緊急事態措置の対象とされたところです。本緊急事態等を踏まえ、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）に係る事務の取扱いについて以下のとおりと致しますので、被認定者への適切な療養及び補償給付の確保に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 認定の更新について

法第8条第1項に基づく認定の更新については、令和2年3月17日事務連絡により医学的検査の一部又は全部を省略可能とする旨を通知したところである。更に「医師の診断書」等についても、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の状況等により速やかな入手が困難な場合には、病状を客観的に示す書面（例：お薬手帳のコピーなど）に基づき認定更新の審査を可能とする。

また、個別の状況に応じて、法第8条の2の適用についても考慮すること。

2 指定疾病による障害の程度に係る診査について

法第28条第1項に基づく指定疾病による障害の程度に係る診査については、「公害健康被害補償法等の施行について」（昭和49年9月28日環企第109号環境庁企画調整局長通知）に基づき、日時、検査機関等の診査を行う方法を通知した上で行うこととされているが、新型コロナウイルス感染症に対応する検査機関等の状況等により、政令で定める期間内に診査が困難な場合には、法第28条第7項「正当な理由」により診査が受けられなかったものと解されたい。

3 各種申請等の取扱いについて

法に基づく以下の申請等については、可能な限り郵送による申請の受付や電話による相談等により申請者の便宜を図ること。

- ① 認定を申請した者が認定を受けずに死亡した場合において、その者が認定を受けることができる者であった旨の決定の申請（法第5条）
- ② 療養費の請求（法第24条）
- ③ 遺族補償費、遺族補償一時金の請求（法第37条）
- ④ 療養手当の請求（法第40条）
- ⑤ 葬祭料の請求（法第41条）

4 電話や情報通信機器を用いた療養の給付について

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の状況等により、電話や情報通信機器を用いた被認定患者の指定疾病に係る療養を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に準じること。

5 その他

公害保健福祉事業の実施に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、貴自治体の状況、被認定患者の要望等を踏まえつつ、開催時期を変更して実施する等、柔軟に実施して差し支えないこと。